



# 島根県報

令和3年12月24日（金）

号外 第 151 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【訓 令】**

島根県職員服務規程の一部改正 (人 事 課) 2

**【公企規程】**

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 2

**【病院局規程】**

島根県病院局職員就業規程の一部改正 2

**【教委規則】**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 3

**【教委訓令】**

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (学 校 企 画 課) 3

**【人委規則】**

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 3

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 4

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 4

**訓 令****島根県訓令第18号**本 庁  
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

第51条の表第9条第2項第3号の項中「第6条第2項第1号」を「第6条第1項第12号」に改め、同表第9条第2項第4号の項中「第6条第2項第2号」を「第6条第1項第13号」に改める。

様式第3号の3の注6中「第6条第2項第2号」を「第6条第1項第13号」を改める。

**附 則**

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

**島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程**

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県公営企業管理規程第11号**

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「別表」の次に「第7号の2、」を加える。

別表第7号の次に次の1号を加える。

7の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める期間
---	--

**附 則**

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

**島 根 県 病 院 局 管 理 規 程****島根県病院局管理規程第5号**

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第33条第2項及び第3項中「別表」の次に「第7号の2、」を加える。

別表第7号の次に次の1号を加える。

7の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める期間
---	--

**附 則**

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

**島根県教育委員会規則第29号**

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第51条の表第9条第3号の項中「第6条第2項第1号」を「第6条第1項第12号」に改め、同表第9条第4号の項中「第6条第2項第2号」を「第6条第1項第13号」に改める。

様式第4号の注6中「第6条第2項第2号」を「第6条第1項第13号」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 訓 令****島根県教育委員会訓令第3号**

本 庁  
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第40条の表第9条第2項第3号の項中「第6条第2項第1号」を「第6条第1項第12号」に改め、同表第9条第2項第4号の項中「第6条第2項第2号」を「第6条第1項第13号」に改める。

様式第7号の注6中「第6条第2項第2号」を「第6条第1項第13号」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

**島根県人事委員会規則第14号**

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第7号の次に次の1号を加える。

7の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しない | 1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員

ことが相当であると認められる場合

会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認める期間

第6条第2項及び第3項中「表」の次に「第7号の2、」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

#### 島根県人事委員会規則第15号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第7号の次に次の1号を加える。

7の2 教育職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1年につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認める期間

第6条第2項及び第3項中「表」の次に「第7号の2、」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

#### 島根県人事委員会規則第16号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第9号の次に次の1号を加える。

- (9)の2 職員（1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。第14号及び第15号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）につき5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内で必要と認める期間

第6条第1項に次の4号を加える。

- (12) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (13) 女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が

就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

- (14) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
- (15) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（休日休暇規則第3条の表第11号において子に含まれるものとされる者を含む。第2項第5号ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

第6条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1)及び(2) 削除

第6条第2項第3号中「（休日休暇規則第3条の表第11号において子に含まれるものとされる者を含む。第5号ア及びウを除き、以下同じ。）」を削り、同項第4号中「（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第3項中「前条第2項第4号又は第5号」を「前条第1項第9号の2、第14号及び第15号並びに同条第2項第4号及び第5号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条第2項第1号又は第2号の規定により付与された休暇（この規則の施行の日以後のものに限る。）は、それぞれこの規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条第1項第12号又は第13号の規定により付与された休暇とみなす。